

長野市情報共有システム実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市の建設工事及び建設工事に係る委託業務における効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事におけるCALS／ECの推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション(ASP)を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第3 情報共有システムを利用する対象の範囲は、契約額が130万円を超えるすべての建設工事及び50万円を超えるすべての建設工事に係る委託業務とする。
上記において、受注者が情報共有システムの利用を希望し、監督員及び工事担当課の所属長が認めたものとする。

(情報共有システムの仕様)

第4 利用するシステムは、別添「長野市情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ① 受発注者間の書類(工事打合せ簿等)の受け渡し
(書類によっては、紙決裁で行う場合を認める)
- ② 現場状況の共有
- ③ 確認・立会依頼
- ④ その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれるものとする。(建築工事及び委託は除く)
費用は登録料及び利用料である。

2) 建築工事及び委託のシステム利用に要する費用は、見積もりにより決定し積み上げ計上する。

(協議確認事項)

第7 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

着手時協議

工事等の着手時に、情報共有システム利用を実施するため、「着手時チェックシート」において、実施の有無、システムの種類、参加者について確認を行う。

(その他)

第8 情報共有システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- ① 最新のウィルス対策ソフトを導入する。
- ② OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- ③ ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

(適用)

第9 この要領は、令和7年4月1日から適用する。